



愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年2月4日火曜日 第76号

◇ 目 次 ◇

県営土地改良事業の事業計画書の縦覧.....	(農地整備課).....	53
保安林予定森林にする旨の通知.....	(森林整備課).....	53
保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る掲示.....	(").....	53
急傾斜地崩壊危険区域の指定.....	(砂防課).....	54
瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項による特定施設の設置の許可申請の概要.....	(東予地方局環境保全課).....	54
道路の供用開始(一般国道194号).....	(東予地方局管理課).....	55
道路の区域変更(県道美川川内線).....	(中予地方局久万高原土木事務所).....	56
道路の供用開始(").....	(").....	56
道路の区域変更(県道久万中山線).....	(").....	56

公 告

愛媛県漁業取締船用燃料の購入.....	(会計課).....	56
---------------------	------------	----

選挙管理委員会告示

政治団体の設立の届出.....	(選挙管理委員会).....	57
政治団体の届出事項の異動の届出.....	(").....	58
政治団体の解散の届出.....	(").....	59

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第95号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、八幡浜市真網代地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

令和2年2月4日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用排水施設整備事業・真穴第一地区)計画書の写し

2 縦覧期間

令和2年2月5日から3月5日まで

3 縦覧場所

八幡浜市役所八幡浜庁舎

○愛媛県告示第96号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年2月4日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

北宇和郡鬼北町大字延川1794の1から1794の3まで、1796、18

00から1804まで、1817、1818、1820

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛媛県庁及び鬼北町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第97号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知(令和元年7月愛媛県告示第375号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和2年2月4日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市立花一丁目10番5号 越智デン	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第98号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局建設部及び市役所において縦覧に供する。

令和2年2月4日

愛媛県知事 中村 時 広

高浜四丁目

次に掲げる座標の土地に存する標柱1号から標柱7号までを順次結んだ線及び標柱7号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

座 標	標 柱
基準点とする松山市太山寺町乙342番地先三等三角点大山寺から274度14分9秒700.359メートルの地点	1号
標柱1号から172度56分16秒6.238メートルの地点	2号
標柱2号から172度56分21秒36.185メートルの地点	3号
標柱3号から233度32分33秒20.474メートルの地点	4号
標柱4号から305度06分41秒47.454メートルの地点	5号
標柱5号から38度41分36秒40.824メートルの地点	6号
標柱6号から38度41分41秒6.400メートルの地点	7号

○愛媛県告示第99号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号。以下「法」という。)第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年2月4日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
茨城県ひたちなか市堀口751番地
代表取締役社長 小澤 英彦

2 事業場の名称及び所在地

ルネサスセミコンダクタマニュファクチャリング株式会社
西条工場
西条市ひうち8番地6

3 特定施設に関する事項

C-7

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令別表第1第65号酸又はアルカリによる表面処理施設	
特定施設の能力	1時間当たり3枚処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	着手後1週間	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	連続	
特定施設の1日当たりの使用時間	24時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.35 最大 0.70
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01以下 最大 0.01以下
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 0.136 最大 0.272
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	10
	最大	24
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	0.01以下
	最大	0.01以下

備考 汚水等は、H₂O₂処理施設及び酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

4 汚水等の処理施設に関する事項

(1) H₂O₂処理施設

設置年月日	平成26年2月1日
処理施設の種類	物理化学的処理
処理施設の型式	H ₂ O ₂ 処理施設
処理施設の構造	FRP製及びPE製
処理施設の主要寸法	過酸化水素分解塔(No.4) 直径2.2メートル 高さ5.4メートル 過酸化水素分解塔(No.5) 直径2.2メートル 高さ5.4メートル
処理施設の能力	1時間当たり50立方メートル処理×2基

汚水等の処理の方式	活性炭処理方式		
処理施設の使用時間間隔	連続		
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間		
処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 1~3 最大 1~3	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.2 最大 9.5	通常 8.2 最大 9.5
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40	通常 25 最大 25
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 14 最大 31	通常 14 最大 31
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 0.01 最大 0.01	通常 0.01 最大 0.01
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 290 最大 290	通常 290 最大 290

備考 汚水等は、酸アルカリ廃水中和処理施設にて処理する。

(2) 酸アルカリ廃水中和処理施設

設 置 年 月 日	昭和58年9月30日
処 理 施 設 の 種 類	化学処理
処 理 施 設 の 型 式	酸アルカリ廃水中和処理施設
処 理 施 設 の 構 造	エポキシ樹脂製及びコンクリート製
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	一次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル×2基 二次中和槽 縦 2.5メートル 横 3.5メートル 高さ 3.5メートル×2基
処 理 施 設 の 能 力	1時間当たり300立方メートル処理
汚水等の処理の方式	中和処理方式
処理施設の使用時間間隔	連続
処理施設の1日当たりの使用時間	24時間

処理施設の使用の季節的変動の概要	なし		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 3.0~10 最大 3.0~10	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 8.0 最大 9.4	通常 8.0 最大 9.4
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 23.9 最大 38.8	通常 23.9 最大 38.8
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 29.7 最大 52.8	通常 29.7 最大 52.8
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.4 最大 8.0	通常 1.4 最大 8.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 6,080 最大 6,780	通常 6,080 最大 6,780

備考 汚水等は、No.1排水口から公共水域へ排水する。

5 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 6.6 最大 7.7
	浮遊物質(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 25 最大 40
	窒素含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 22 最大 40
	りん含有量(単位1リットルにつきミリグラム)	通常 1.0 最大 6.0
	汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 8,295 最大 9,000

備考 この他に、雨水排水口が5箇所ある。

○愛媛県告示第100号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年2月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
一般国道	194号	西条市中野字宵甲998番1地先から 同字甲922番6まで	令和2年2月4日

○愛媛県告示第101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和2年2月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1599番7地先から 同町直瀬乙1596番1地先まで 及び 上浮穴郡久万高原町直瀬乙1596番1地先から 同町直瀬乙1596番2地先まで	旧	メートル 5.0~12.5	キロメートル 0.386	
		同上	旧	4.0~5.0	0.056	
"	"	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1599番15から 同町直瀬乙1596番1地先まで 及び 上浮穴郡久万高原町直瀬乙1596番3から 同町直瀬乙1596番5まで	新	12.0~45.5	0.386	
		同上	新	20.0~28.0	0.056	

○愛媛県告示第102号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和2年2月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	美川川内線	上浮穴郡久万高原町直瀬乙1599番15から 同町直瀬乙1596番1地先まで 及び 上浮穴郡久万高原町直瀬乙1596番3から 同町直瀬乙1596番5まで	令和2年2月4日

○愛媛県告示第103号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、中予地方局久万高原土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
 令和2年2月4日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員	延長	備考
県道	久万中山線	上浮穴郡久万高原町二名甲1241番地先から 同町二名甲1285番3地先まで	旧	メートル 8.0~12.3	キロメートル 0.052	
		上浮穴郡久万高原町二名乙2523番5から 同町二名乙2526番3まで	新	13.3~23.9	0.052	

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。
 令和2年2月4日

愛媛県知事 中村時広

1 入札に付する事項

- (1) 件名
愛媛県漁業取締船用燃料の購入
- (2) 購入物品名及び数量
軽油（免税・JIS K2204 2号）
約 486,000リットル

この数量は、過去1年間の購入実績に基づく数量であり、令和2年度の納入量を保証するものではない。

(3) 購入物品の内容等

入札説明書による。

(4) 納入期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

(5) 納入場所

松山港及び宇和島港の愛媛県漁業取締船棧橋又は愛媛県が指定する愛媛県海域

(6) 入札方法

ア 入札は、愛媛県電子入札システムによる電子入札により行うこと。ただし、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（以下「運用基準」という。）7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にとっては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、100リットル当たりの単価で記載すること。

ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約単価は、入札書に記載された金額を100で除し、1リットル当たりの単価とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成29～31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089) 912 2156

(2) 入札書の受領期間

電子入札による場合は、令和2年3月19日（木）午前9時から同月23日（月）午前9時59分まで

紙入札による場合は、令和2年3月23日（月）午前9時59分まで

(3) 入札説明書の交付方法

(1)に掲げる場所で交付する。

(4) 開札の日時及び場所

令和2年3月23日（月）午前10時00分

愛媛県庁舎 総務部会議室（入札室）本館2階

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限：令和2年3月13日（金）午後5時00分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

ア 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

運用基準7(1)又は(2)の規定により紙入札による入札が承諾された者は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により提出すること。

イ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: Light Oil (tax exempted, JIS K2204 No.2) approximately 486,000L

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 23 March 2020

(3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan

TEL 089 912 2156

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和2年2月4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
自由民主党愛媛県西条市第四支部	黒川 理恵子	近藤 徹雄	西条市大町431-6	令和元年10月4日
自由民主党愛媛県松山市第十三支部	向田 将央	米井 富春	松山市和泉南六丁目7-16	令和元年10月21日

2 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者及び会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	届出年月日
	代表者	会計責任者		
風の会	大政 博文	岡本 忠	伊予郡松前町西古泉285-1	令和元年10月25日
井村雄三郎後援会	越智 浩	井村 代美子	今治市高部甲1082-8	令和元年11月29日

○愛媛県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、次のとおり政治団体から届出事項の異動の届出があった。

令和2年2月4日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党愛媛県第2区支部連合	村上 要	主たる事務所の所在地	今治市枝堀町一丁目2-22	今治市南宝来町一丁目5-1	令和元年11月1日
自由民主党愛媛県砕石工業支部	岡 寛	主たる事務所の所在地	松山市三番町四丁目4-7	松山市千舟町四丁目4-1	令和元年11月13日
自由民主党愛媛県神政連支部	長曽我部昭一郎	会計責任者	榊山 春明	武知 秀忠	令和元年11月25日
自由民主党愛媛県白鳳支部	山先 芳輝	会計責任者	木元 健	檜垣 毅	令和元年12月9日
自由民主党宮窪支部	藤本 剛嗣	主たる事務所の所在地	今治市宮窪町宮窪2633	今治市宮窪町宮窪6052-1	令和元年12月17日
自由民主党宇和島支部	中畑 保一	代表者	中畑 保一	福本 義和	令和元年12月23日
		会計責任者	福本 義和	石崎 大樹	

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
愛媛県行政書士政治連盟	山本 大樹	会計責任者	福岡 将志	幸後 洋子	令和元年5月25日
愛媛県公認会計士による塩崎恭久議員を囲む会	武士末 研郎	主たる事務所の所在地	松山市南久米町766-7	松山市二番町4丁目5-2	令和元年7月8日
愛媛県商工連盟連合会伊予支部	城戸 善浩	代表者	城戸 善浩	藤村 泰雄	令和元年11月1日
岡本やすし後援会	岡本 靖	会計責任者	岡本 忠	大川 和男	令和元年11月1日
中野たいせい後援会	中野 泰誠	会計責任者	三好 崇大	中野 敬	令和元年12月11日

○愛媛県選挙管理委員会告示第3号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和2年2月4日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党愛媛県伊予郡第一支部	山本 敏 孝	令和元年11月11日
自由民主党愛媛県伊予市第一支部	泉 圭 一	令和元年11月11日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
越智けいろう後援会	越智 啓 郎	令和元年11月19日
井村雄三郎後援会	越智 浩	令和元年11月29日
加藤喜三男後援会	加藤 喜三男	令和元年11月30日
浜口市作後援会	吉川 保 吉	令和元年12月10日
住田省三後援会	住田 省 三	令和元年12月16日
福積のりお後援会	内田 光 治	令和元年12月17日